815
3

舊府政撰要集抜萃

聽訟 四

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

慶応三年三月

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

一 養子縁組願之儀ニ付御尋ニ付申上

一 養子と親子又は兄弟の儀ニ付出訴ニ及候節ハ其地ニて出訴受候儀ニ付御尋ニ付申上

一 二男三男ニ付他所ニ養子ニ遣し候節ハ其地ニて出訴受候儀ニ付御尋ニ付申上

一 養子縁組願之儀ニ付御尋ニ付申上

一 養子ニ遣し候二男三男ニ付養子ニ遣し候儀ニ付御尋ニ付申上

一 養子ニ遣し候二男三男ニ付他所ニ養子ニ遣し候儀ニ付御尋ニ付申上

一 養子身上ニ付出訴ニ及候節ハ其地ニて出訴受候儀ニ付御尋ニ付申上

一 養子縁組願之儀ニ付御尋ニ付申上

一 養子ニ遣し候二男三男ニ付他所ニ養子ニ遣し候儀ニ付御尋ニ付申上

一 養子ニ遣し候二男三男ニ付他所ニ養子ニ遣し候儀ニ付御尋ニ付申上

一 養子身上ニ付出訴ニ及候節ハ其地ニて出訴受候儀ニ付御尋ニ付申上

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

金子貸付候類ニ而も證文譲受之義ハ子細ニ寄候ハヽ売掛帳面之
附込ニ相成居候一両年前譲渡候ハヽ其方ニ而取立候共不取上筋ニ候
不相当之古証文等ニ付帳面譲受候ハヽ取上不申方ニ取極候事
右ニ両通相伺候裏判願之義者人別送不相済出生之村方并
同支配所同領同郷ニ而も不相当ニ候得共其外代官并領主
地頭ト申迄人別相紀身分取候證文之裏判願出候ハヽ
之右之伺書ニ取計候先例ニ相成候様取極候事

新訟方之部

享保七寅六月

借金銀公儀掛リ出入裏判済口之節ニ候得共
寄々月数不拘相手方ニ而不及吟味ニ御済ニ申付候
義ハ是迄之例済口之節ニ而済金不足候
金子未済候ハヽ是迄済口人ト貸金ニ而も此上催促之諸
掛之公事済方済以上ニ而相成候得共
貸金当年分之取計相成候義難相成候

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

天保八酉年二月ヨリ

一預金出入裁許ノ方ヲ義ニ付
訴訟先例之有之右ニ付施地能
追ノ日限添方ノ時ハ上ニ身被
御地金法ノ浪ヲ要ス之ニ拘
共地面ヲ浪ヲ添金ノ浪ヲ
ニ付施地ノ浪ヲ

日限も右操寛ニ而ハ定も無之義ニ付日ゟ之新金ニ在之ら
借遣之候ハヽ預金同様ニ取扱可然筋ニ無之候間家質
金滞ニ准し日限済方申付於不済ハ身体限申付
其余ハ先例ニ准シ共通ニ付相極ル

預ケ金

天保八酉年二月廿六日評定所一座評議決ス
預金出入裁許申付方之義牧野北越前守問合ニ付取調之処
是迄預金出入裁許申渡候先例無之右者質地作徳之家質
滞之根元ニ准し日限済方申付其上身体限申付候旨御定書ニ
質地金滞日限之者毎ニ上相当之六十日限相当之上相当之
百日限家質金滞之者毎ニ年々百日限之年毎之六十日限之
日限之者之ハ質地之義者百姓共成立之根元ニ不離操之趣意ニ有之

明治九年九月廿日改定

預金自用ニ願出ノ分ハ其地方ノ官ニ於テ詮議ノ上可差許事

但地方ノ官ニ於テ詮議ノ上ハ其管轄ノ府県ニ於テ可差許事

一定ニ及ハス一決スル事

明治九年九月廿日改定

民家ニ於テ預金ヲ願出ル者ハ其地方ノ官ニ於テ詮議ノ上可差許事

但預金ヲ願出ル者ハ其管轄ノ府県ニ於テ可差許事

一定ニ及ハス一決スル事

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

庚子十月

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

当館蔵書

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

一

一

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

第十二章 年十月 日 裁判

近来金銀ヲ消費貸借ノ目的トシ其損失ヲ可償ヲ訴フル者多シ而シテ其貸借ノ原因ハ賭博ニ関スルモノ多ク又ハ利息ノ定ナキモノ多シ

而シテ此等ノ訴ハ民事訴訟法ニ於テ裁判所ノ受理スヘキ訴ニアラス

仍テ本件ハ別紙ノ通リ却下ス

年 月 日

裁判長 判事 ○○○○

判事 ○○○○

判事 ○○○○

書記 ○○○○

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

難渋致し候者共内済致し候様ニ申し利解申聞外
不熟相済候ニ付借方之者共気強ニ相成年々貸方相頼候
而已振合ニ付三分一ニも更ニ不納者共ニ之猶又出入不足
勘弁いたし可申と無利足内済致し候様ニ成行其上無利之借方
世上融通方一統之儀ニ付貸方勢ひ取ニ不拘之儀ニ可有之
至極ニ付利弁相除き融通之為メ方之儀ニ付同十四
而年々御取計ニ可仰付哉ニ付頼候処右之内延享三寅年

二月子年より不二出入ニ対済ニ相成候ニ付本毎月四日廿一日於
評定所切置為申出候方寺社方ハ寺社町奉行之月番限中付
掛り寺社奉行限り出入之者ニ付手寄之手切ニ而人情
淳薄ニ相成金銀之儀二三度宛出入致事ニ付処中延喜済之儀ニ而
似候一般之寺社候様ニ而可致候得共利息之候共掛ニ而損失ニ相成候為
自分之高利之貸付方ニ付而之儀ニ付只今一般利下ニ之儀也
仰出候上ニ而相当之出入ニ而上ニ遅速ニ無之ニ付吟味詮議以而得合利安ニ

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

一 借金銀 一 羽二重屋
一 書入金 一 質屋
一 預り人より預り金 一 手附屋
一 質掛金 一 仕入屋
一 旅道具 質物 類
一 旅物要用諸入 質屋 質物 類
一 家人又は用達町人より拝領屋敷 借屋

一 官屋
一 質屋
一 料亭屋

奎子借出類

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用

一 同拾弐番之身上右ニ付而ハ後日ニ
同拾弐番ニ而同国安代ニ而
拾弐番ニ而ハ右之
一 書之人数掛ケ出入も右同様ニ而相済
一 借主不相知田畑高屋敷ニ而借
出訴ニ而ハ不取上
貸方ニ而ハ借主ニ
貸方ニ而ハ借主ニ
一 高拾弐匁ニ而ハ
高ニ而ハ

貸方ニ而ハ後日ニ
拾弐人ニ而ハ後日
貸方ニ而ハ借主ニ
一 高拾弐匁ニ而ハ
一 高拾弐匁ニ而ハ
一 高拾弐匁ニ而ハ
高ニ而ハ

一 永代限ニ而質ニ差置候親類共抔同様ニ而相対ニ而出入
難出候ハヽ 一通り訖ニ而差返候様ニ付候ハヽ 前出同様人同様ニ
取扱申付 本人ニ而対談人・不遠遠之ニ付候ハヽ 返方
ニ相成候不下ニ而掛 不申候 取上可申候

一 売渡之年季之田畑出入 済之方借主人之と
遠之[illegible]立候ハヽ 年数之有之 取裁許可申付 済之年賦
ニ而元金不利足之[illegible]ニ而当り候故 父祖之代ゟ譲受候

借金之訴訟可致旨願候ハヽ 其上新規借用手形
証金之[illegible]月之證文吟味之上 [illegible]元金
利足ニ而[illegible]之元金[illegible]利足之上 裁許申付
捨之年賦之[illegible]利足と元金ニ[illegible]新規借用手形ニ証文
證文ニ而[illegible]対談申付 不上裁許[illegible]

一 売掛出入之[illegible]年賦ニ而[illegible]勘定[illegible]
裁許[illegible]捨之年賦之裁許申付 捨之年[illegible]以来

一 是迄之定来ニ対シ済方申付候儀猶申渡候ハヽ、是又上ニ而義

振合年賦之貸掛ニ候とも、振合年内迄引候而引可申候、但シ済方

引請之上ハ歳々滞りなく、張合十ケ年ニ而貸掛之済方

可申付候

一 貸掛之儀ハ元利足り加へ訴訟候得とも、本ケ年済方二十ケ年賦金ニ

限り、前々日三厘ニ而利金ニ加へ、本ケ年ニ元利之本金

滞り候ハヽ、右之帳面之滞りニ而元利足ニ加へ可及

一 地代金

一 店賃金

返済ニ相成候迄ニ相成候利足ニ付、利足之儀不相立候ハヽ極金申付

右ハ定式ニ三十日限済方申付、日限ニ不相済候ハヽ切金ニ為差出

身代限リ申付候之儀、貸金利倍ニ金銀之不差出候ハヽ身代

家賃金同様之日限ニ而済方申付候上不相済候ハヽ身代限リ申付候

土地地代店賃金之儀利倍ニ付、重日限ニ而不差出候ハヽ可申付

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

之義、取組之金之方銀掛出并銭之貫緡銭文吟味之
滞之間敷、為取計下ケ札ニ及候　午年閏正月評定所
一 旅宿之後添状之儀、内分之受掛込屋之人数并手形
同所裏店、表店出入之儀不残来年之者共組合可改旨其
日府内江出入并其居町内之者、七日同裏店出入之者ハ境内之者
共家主出入之屋之方銀銭大目之吟味致シ出置外之
同所之裏判有之候ハヽ境内之者之銀銭町並之銀取立印

銭之貫緡銭文吟味之上取立、右之下支同所掛り之者取計下ケ
一 借地證文ヲ以借候金銀出入
右ハ定式之百姓ゟ其町家借屋出入之地面借之者共名前之者
地面借受之町役人并家主共ゟ地面借之者共取立候事ゟ
是迄之通取計候上ニ而地面借之もの百姓共ゟ之取計候
等地面借之名前之者等之家主證文ニ而相済候様成も御
当事之儀ニ付地面借之者中ゟ府内附　願立地面借ニ而聞届候

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

法令ノ許ス借金ニ付キ質入ヲ為ス
トキハ其質ヲ返還スヘキ旨ヲ訴ル
ヲ得ス

一 質屋

古ノ質屋ハ多クハ質屋固有ノ
ミニシテ服飾等ヲ以テ
ハ質ニ入ルヽヲ許サヽリキ

一 質屋

古ノ質屋ハ多クハ質屋固有ノ
ミニシテ服飾等ヲ以テ
ハ質ニ入ルヽヲ許サヽリキ

一 質屋

一 古着屋

一 雑具屋

古ノ質屋ハ其固有ノ外ニ
雑具質ニ取ルヲ許シ古着
質ニ取ルヲ許サヽリキ

一 質屋

一 古着屋

一 雑具屋

古ノ質屋ハ其固有ノ外ニ
雑具質ニ取ルヲ許シ古着
質ニ取ルヲ許サヽリキ

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

一遠座
一預座
一為替座
一另之御按座

右同様添方等付
一 年賦屋

右之年賦売之極之処未拂金高之内
添方身元ニ於テ金高ニ応シ数年賦ニ
売渡シ極金之内ヲ以テ年賦ニ渡ス
面倒ニ添方中付未拂月不成ル
等付心得ル金額九拾年ニ月評定所一座同様ニ

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

之数を先役ゟ見候ハヽ先年迄ハ金ニ而被下居候所済ニ上ヶ置

裁許下ヶ申付候

一 同役共手代人死失之者ハ願之通り名跡之者之親子を先役迄之

身代限相済当役者共ゟ上ヶ金之同居人ニ相成之節請人ニ

相手取願出候ニ付右請人同様済方申付候右相手

之者取立之候之分金ニ御座候ハヽ只今迄之通請人ニ済方ハ申付

間敷候

当請人之儀ニ付相手方之所ニ而出候ニ付金ニ而差出候節

相手方右衆之儀ニ付而申候ニ付格別之事

等ニ而差出し候ニ付其儀ニ候ハヽ矢張請人ニ済方之事ニ付

一 本人身代限相済之後残金請人相手取願出候ハヽ右

不足之分済方申付

一 先役外之者ニ而役替屋敷出入ニ相成候先役之者相済候ハヽ

前々ゟ先役地之者同出入并外出入願出候ハヽ前々之相糺

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

添方ヨリ身代ヲ以テ金高割合ヲ添方ヨリ

一地ヲ売ル出入屋敷出入ニ及ヒ地面ヲ売ル者人ヲ引請ケ

出入ニ及ヒ対決ニ及ヒ出訴ニ及ヒ勘定ヲ存

地ヲ売ル一軒出ヲ売ル可キ筈ニ候ル事実ニ相違ニ候ヘ共

地ヲ売ル一軒出ヲ売ル外出入ニ及ヒ訴訟ニ

不申上候

一身代限許可ヲ以テ残金ヲ皆済スル方ヨリ上

願出ル或ハ家財ヲ以テ残金ヲ皆済スル方ヨリ

一家ヲ以テ相続屋敷出入

右ニ付屋敷ヲ売ル筈ニ候ヘ共

ヲヲ月ヲ以テ許可ヲ以テ所持ノ屋敷ヲ売払ヒ

右ニ付来ル未ノ年迄ニ売払ヒ

ヲヲ月ヲ以テ許可ヲ以テ所持ノ屋敷ヲ売払ヒ

右ニ付来ル未ノ年迄ニ売払ヒ

ヲヲ月ヲ以テ許可ヲ以テ所持ノ屋敷ヲ売払ヒ

右ニ付来ル未ノ年迄ニ売払ヒ

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

而ニ其法式ヲ同列一数ニ
ニ帰本掲在ノ本中ニ各ヲ追ヒ趣ニ
一
寺院住人無役者ハ毎年
右ノ武家ニ掛ケ奉願ノ
不ヲ追ヒ而ノ末ニ
但寺院ノ僧室ニ
浦方ニ頼ニ而奉願
先格ノ寺持ニ義
浦方ニ寺持ニ
自分ニ
自然ト寺中ニ
寺附ニ僧室ニ
為ニ
増上寺末ニ限寺附ニ
右ノ通ニ

寺判ノ儘ニ差置候ハヽ後々ニ至リ先住ノ法
我ニ寺法類ノ内ニ入候方ニ候ハヽ末寺
之義ハ勿論ニ候ヘ共寺法ニ無之方ニ候ハヽ
退院ノ上ハ法類ニ差置候ハヽ後々ニ至リ
之ヲ先ヲ努メ利害ニ関係ニ候間
裁許ノ末ニ至ル迄裁許同前ニ心得
寺判ノ儘差置候ハヽ後住ニ於テ法類
ニ而ハ無之ト申立候ハヽ末寺ニ而ハ
之義ニ候ヘ共寺法ニ擬シ候ヘハ先住ニ
ハ末寺ニ候ヘ共寺法ニ擬シ候ヘハ
ハ末寺ニ候ヘ共寺法ニ擬シ候ヘハ
寺判ニ而ハ無之ト申立候ハヽ末寺ニ而ハ
之義ニ候ヘ共寺法ニ擬シ候ヘハ先住ニ
ハ末寺ニ候ヘ共寺法ニ擬シ候ヘハ
寺判ニ而ハ無之ト申立候ハヽ末寺ニ而ハ
之義ニ候ヘ共寺法ニ擬シ候ヘハ先住ニ
ハ末寺ニ候ヘ共寺法ニ擬シ候ヘハ
寺判ニ而ハ無之ト申立候ハヽ末寺ニ而ハ
之義ニ候ヘ共寺法ニ擬シ候ヘハ先住ニ
ハ末寺ニ候ヘ共寺法ニ擬シ候ヘハ

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

海老ヶ井

一 西本願寺ニ掛ケ合ヒ候処、文政十亥年四月御法
事ニ付御渡下シ金弐拾両ニ而渡シ候ニ付、新規
我ニ付茶ノ間法事ノ節者勿論、平常ノ節ニ而も
壱両日ノ振合ヲ以、瑞善寺家来等ノ分
ハ勿論、其外ニ而も御用向ニ付、御出ノ節者
御供等ヲ以本願寺ヨリ瑞善寺家来等
ノ分ハ勿論、其外ニ而も御用向ニ付、御出ノ節者
御供等ヲ以本願寺ヨリ瑞善寺家来等
ノ分ハ勿論、其外ニ而も御用向ニ付、御出ノ節者

当正月瑞善ヨリ文代ヲ以七日裏出ノ方ニ
引合来候ニ付、其節ハ本願寺ニ掛リ
金弐拾両ヲ以瑞善ヨリ
ハ勿論、其外ニ而も御用向ニ付、御出ノ節者

一 永渡金
一 壱人扶持

寅十月

国立国会図書館　　タイトル『撰要類集』　請求記号 815-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『撰要類集』 請求記号 815-3

ガラス使用